

相続税・贈与税の納税猶予に関する証明願（継続営農証明）について

嘉島町農業委員会事務局
TEL：096-237-2629

●継続して納税猶予を受けるとき

・提出書類

- ①証明願
- ②現在、納税猶予を受けている農地の位置図
- ③税務署からの、納税猶予の継続届出書の提出に係る通知（写し）
- ④税務署からの、納税猶予の継続届出書の提出に係る通知に添付された「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」（写し）

・証明書の交付

農業委員会にて現地調査を実施しますので、証明書交付まで約10日程度かかります。

証明書交付時に、手数料300円が必要です。